

令和 7 年 5 月 1 6 日

市政記者クラブ様

名東区保健福祉センター保健予防課
担当：浅井（電話 778-3111）

1 歳 6 か月児健康診査業務における事務処理誤りについて

名東区保健福祉センター保健予防課において、下記のとおり謝礼の支払い誤りがありましたのでご報告いたします。

記

1 概要

令和 7 年度に名東区保健福祉センターが実施する 1 歳 6 か月児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）における臨時従事者リスト（以下「リスト」という。）に、従事予定の A さんではなく、同姓の B さんを誤って記載しました。

4 月 4 日（金）の乳幼児健診にあたり、リストに基づいて B さんが記載された臨時従事者出勤簿（以下「出勤簿」という。）を作成しましたが、当日に A さん本人に出勤簿の氏名の確認をとることを怠りました。

乳幼児健診実施後、リストに基づき作成した請求書を A さんに確認することを怠り、謝礼を B さんの口座へ振込みました。

5 月 2 日（金）の乳幼児健診で再び従事した A さんが出勤簿を確認したところ名前の違いに気づき申し出たため、B さんへの謝礼の支払い誤りが判明しました。

2 支払い誤りの内容

- （１）金 額 6, 4 0 0 円
- （２）支払日 令和 7 年 4 月 1 6 日（水）

3 対応

- （１）A さん

5 月 2 日（金）に対面で説明及び謝罪し、後日謝礼の支払いを行うことにご了承頂きました。

(2) Bさん

5月2日(金)に電話にて経緯を説明し謝罪した上で、5月9日(金)に訪問し改めて謝罪し、誤って支払った金額の返還についてご了承いただきました。

4 原因

- (1) リスト作成時に、正しい氏名の記載がなされているかの確認を複数人で行うことを怠ったこと。
- (2) 出勤簿について、従事者本人によるチェック等の確認手順を踏まなかったこと。
- (3) 請求書について、従事者本人への確認手順を踏まなかったこと。

5 再発防止策

- (1) リスト作成時には複数人で確認します。
- (2) 出勤簿の従事者本人による確認を徹底します。
- (3) 請求書は従事者本人の自署等によることを徹底します。